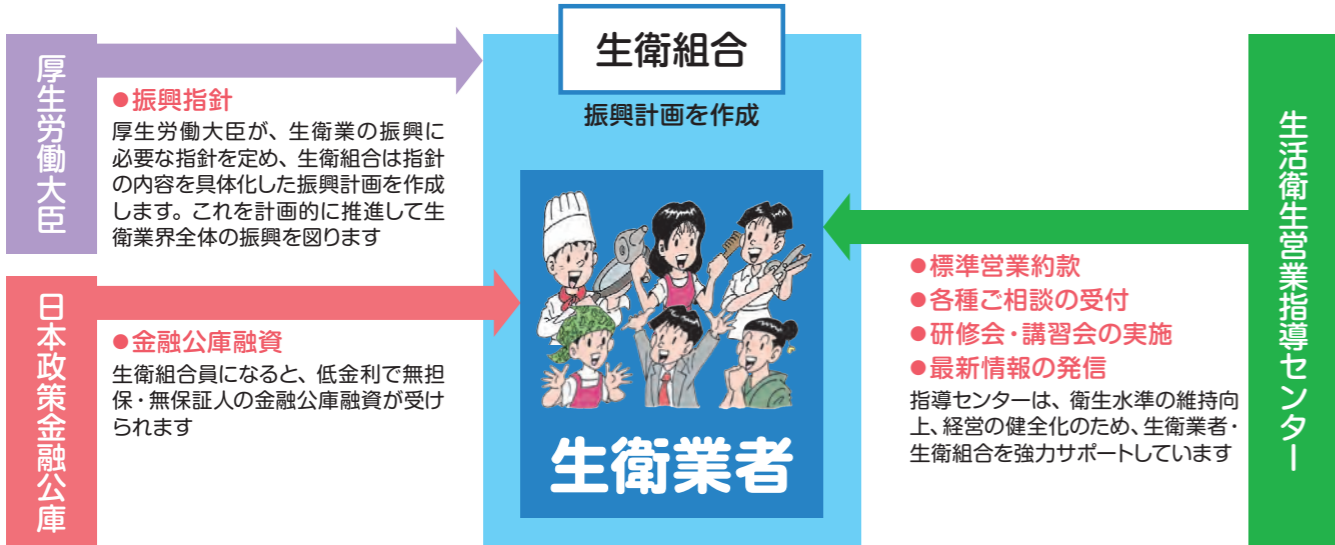




生衛法は、私たち生衛業の 振興・発展を支援する法律です

生衛法に基づいて設立された生衛組合は、営業者の自主的活動による生衛業界振興のための組織です。国、指導センター、日本政策金融公庫は生衛組合を支援しています。



生衛法はこのような法律です

生衛法第1条(目的)

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護に資するため、営業者の組織の自主的活動を促進するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料

金等の規制、当該営業の振興の計画的推進、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与することを目的とする。

静岡県生活衛生同業組合のお問い合わせ先(組合加入やご相談などお気軽にどうぞ)

名称	所在地	電話番号
静岡県鮎商生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館5階	054-255-7148
静岡県麺類業生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館3階	054-255-4714
静岡県社交飲食業生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館3階	054-252-3435
静岡県料理業生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町3-6-7	054-252-2686
静岡県飲食業生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館4階	054-252-5296
静岡県食肉生衛組合	静岡県静岡市葵区両替町2-5	054-251-0112
静岡県理容生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町2-2 静岡県理容美容会館2階	054-253-4417
静岡県美容業生衛組合	静岡県静岡市葵区常磐町2-2 静岡県理容美容会館3階	054-251-2638
生衛組合静岡県映画興行協会	静岡県静岡市葵区両替町2-4-9 フィエスタ両替町6階	054-253-2525
静岡県ホテル旅館生衛組合	静岡県静岡市葵区紺屋町1-1-1 浮月ビル5階	054-254-6388
静岡県公衆浴場業生衛組合	静岡県静岡市葵区駒形通3-2-1 桜湯内	054-252-8938
静岡県クリーニング生衛組合	静岡県静岡市葵区伝馬町2-0-1-1	054-252-0455

公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター

〒420-0034 静岡県静岡市葵区常磐町3-3-9 静岡生衛会館1階

TEL 054-272-7396

FAX 054-254-9623

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

生衛業経営の皆様と生衛組合の活動を支援する基本法

生衛法制定
60周年

平成29年
生衛業を守って60年

平成12年

第16次改正
法律名称を環衛法から「生衛法」に変更

昭和54年

第8次改正
生衛法の目的を生衛業の振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導センターの設立

昭和32年

生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の名称は「環衛法」

昭和30年

生衛業の経営安定のための法律制定を国会に請願

昭和20年代後半

低料金店の出現などで生衛業界は過当競争で社会問題化

支えられて60年 私たちと生衛法

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。



公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆さまを支援する組織です。